使用の不許諾基準について

次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許諾しない。

a.申請者の業種・業態について

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に該当するもの

・消費者金融・高利貸しに係るもの

・ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）

・法律の定めのない医業類似行為を行うもの

・民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの

・府の入札参加停止の措置を受けている場合、大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行っ

た場合又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けている

もの

・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第

二条第六号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平

成二十二年大阪府条例第五十八号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者をいう。）によ

るもの

・個人（大阪万博又は万博記念公園に関する教育・研究の用に写真等を供する場合及び申請者

が博覧会関係者であって大阪万博の広報宣伝に寄与する用途に写真等を用いる場合を除く。）

・その他大阪府の事業運営上、特に不適当と認めるもの

b.写真等の利用目的等について

・大阪万博出展国・企業等、万博協会、若しくは大阪府の名誉又は大阪万博若しくは万博記念

公園の社会的評価を損なうもの又はそのおそれがあるもの

・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

・人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

・政治性があるもの

・宗教性があるもの

・社会問題についての主義主張

・名刺・看板等においてその商号又は名称とともに写真等を利用することにより、あたかも大

阪府が、当該商号又は名称を用いる者の事業に関与しているかのような誤解を与えるの

・公衆に不快の念又は危害を与えるもの

・青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

・消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの

・不特定多数の者に販売するもの

・その他大阪府の事業運営上、特に不適当と認めるもの